旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

ともに行うことを大切に

～住み慣れたご自宅での「私らしい暮らし」のお手伝い～

自立と自律

「自立」は自分で行うこと、「自律」は自分で決めることと考え、支援させていただきます。

自立生活支援

ＱＯＬ（生活の質）の向上、家族介護負担の軽減、介護度の改善などを目指した介護を実践します。

重度化防止

「できること」に着目し、ともに行うことによって、自立した生活を目指します。

「できないこと」よりも「できること」をサポート♪

2016年11月の未来投資会議で、「できないことをお世話する“お世話型”の介護から、高齢者が自分でできるようになることを助ける“自立支援”に介護の軸足を置く」と提言されました。

また、2018年４月の介護保険改正では、「介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスを実現」と明記されました。。

つまり、高齢者や障害のある方の介護のトレンドが、「できないことをお世話する」ことから「自立支援」や「予防」を中心したものへとシフトしてきています。

できないからお願いしているのに！

という

利用者さん一人ひとりに応じて

よりも

ともに行う

私たちは、「一緒に行う」「できることは、やっていただく」、そして見守り的支援（声かけなど、必要な時だけ介助する他）が、自立生活支援と重度化防止になり、結果、利用者さんの自立と自律につながると考えています。

お気軽にご相談ください。

旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

〒070－8003
旭川市神楽３条４丁目１番18号

☎（0166）60－1730　FAX（0166）60－1790

お問合せは、土・日・祝日・年末年始（12月30日～１月４日）を除く、8時45分～17時15分までお願いします。

旭川市社会福祉協議会とは

ハラスメント撲滅宣言！！

介護現場における暴言・暴力、不当な要求には毅然と対応します。

ハラスメントは、いかなる場合にも認められるものではなく、その中には、暴行罪、傷害罪、脅迫罪、強制わいせつ罪等の犯罪になりうる行為もあり、介護に従事する職員を傷つける行為です。

職員の中には、「プロだから・・・」「私の対応が悪いから・・・」と我慢する場合もあり、その結果、退職するケースもあります。

本事業所では、職員を守るため、また、利用者さんとの継続的で円滑な介護サービスを提供するため、利用者さんやその家族からのさまざまなハラスメント行為に毅然と対応します。

介護現場における「ハラスメント」とは

■身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

例：コップを投げつける／蹴る／唾を吐く　など

■精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

例：大声を発する／この程度できて当然と理不尽なｻｰﾋﾞｽを要求する　など

■セクシュアルハラスメント

意にそわない性的な誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

例：抱きしめる／入浴介助中に性的な話をする　など

ハラスメントのリスク要因（ハラスメントの予兆の可能性がある事例）

■目に付くように（意識的に）アダルトビデオが置いてある。
■訪問時、お酒に酔っていることがある。
■ゲージに入れる、リードでつなぐ等をお願いしているにも関わらず、ペットを放し飼いにしている。
■ご家族の介護負担が重く、心身の疲労などから、自身の言動に配慮する余裕がない。
■「家族の分も洗濯もしてほしい」など、サービスの提供範囲を理解していない、過剰な期待がある。　など

参考：「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（令和４（2022）年３月改訂　株式会社三菱総合研究所）

ハラスメントを含めたさまざまなトラブルを防止するため、毎月、全職員対象の事業所内研修を実施するなど、利用者さんの状況に応じたサービスの提供（質の確保）に努めます！

■在宅生活を支える［優しが］いっぱい！
旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所好事例集
← ＱＲコードでアクセス！

お気軽にお電話ください。
旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

〒０７０－８００３　旭川市神楽３条４丁目１番１８号

☎（０１６６）６０－１７３０　　ＦＡＸ（０１６６）６０－１７９０

お問合せは、土・日・祝日・年末年始（12月30日～１月４日）を除く、8時45分～17時15分までででお願いします。
サービス提供時間（訪問）は、年中無休、６時～22時までです。

■ブログ
「旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所です♪」
ＱＲコードでアクセス！ →

■Ｘ（旧 Twitter）
「旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所」（@ashakyojoumon）
ＱＲコードでアクセス！ →